

ID: 84

担当部署: 健康福祉課

| | |
|--|-----------------------|
| 処分の概要 | 使用許可の取消し等 |
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 村田町多世代交流センター条例 第9条第1項 |
| 例 規 番 号 | 平成27年条例第32号 |
| 【基準】 | |
| <p>第8条、第9条、村田町多世代交流センター管理規則第3条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第8条 多世代交流センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。 (2) 使用目的以外に使用しないこと。 (3) 前2号に定めるもののほか、町長が別に定めること。 <p>(使用許可の取り消し等)</p> <p>第9条 町長は、使用者が前条の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>2 前項の使用の許可の取り消し、又は使用を停止したことによって、使用者に損害が生じる場合においても、町長はその責を負わない。</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第3条 条例第8条第3号に規定する使用者が遵守しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。 (2) 許可なくして、火気を使用しないこと。 (3) 許可なくして、壁、柱等に、はり紙、釘打ち等をしないこと。 (4) 許可なくして、物品の販売をしないこと。 (5) 危険物を持ち込まないこと。 (6) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (7) その他町長の指示に従うこと。 <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるとときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p> | |

| |
|------------------------------|
| 備考 |
| 設定年月日 令和3年4月2日 最終変更年月日 年 月 日 |